

○千代田区防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱

平成16年6月1日16千区商発第40号

改正

平成17年6月27日17千区商発第81号

平成17年10月11日17千区商発第170号

平成21年4月1日21千区区商発第127号

平成22年5月21日22千環安生発第70号

平成26年4月1日26千環安生発第143号

平成29年3月31日28千地安生発第233号

平成31年4月1日31千地安生発第255号

令和6年4月1日6千地安生発第62号

令和7年4月1日7千地安生発第93号

千代田区防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内に所在する地域団体が防犯対策の一環として行う防犯設備の整備、更新又は維持管理（以下「整備等」という。）に対し区が交付する補助金に関し必要な事項を定め、当該地域における防犯対策の効果の向上を図ることを区が支援し、もって区内における安全で安心なまちの早期実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区」とは、地域団体の申請に基づき千代田区長（以下「区長」という。）が治安対策を効果的に進める必要がある区域として選定した区域をいう。
- (2) 「地域団体」とは、町会、PTA、商店街その他一定の区域の住民（当該区域内に住所を有する個人又は事業所を有する法人をいう。以下同じ。）が組織し、又は参加する団体等により構成される団体をいう。
- (3) 「商店街」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合その他区が商店街と認めるもの並びにこれらの連合会をいう。

(4) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものに限り、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護・管理等に供せられるものを除く。

(5) 「防犯に関する地域活動（見守り活動）」とは、地域住民が自主的に地域の安全を守るために行うパトロール活動等をいう。

(補助対象事業)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行おうとする地域団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 防犯設備整備事業 商店街が防犯設備を整備し、又は更新する事業

(2) 見守り活動支援事業

ア 地域団体（ただし、前号の対象となる場合を除く。以下本号において同じ。）が単独で防犯設備を整備し、又は更新する事業（以下「見守り活動支援事業（単独）」という。）

イ 複数の地域団体が連携して防犯設備を整備し、又は更新する事業（以下「見守り活動支援事業（連携）」という。）

(3) 維持管理事業 地域団体が管理する防犯設備の維持管理を行う事業

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、前条に規定する補助対象事業を行おうとする地域団体であって、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 防犯に関する地域活動（見守り活動）を継続することが見込まれること。

(2) 補助対象事業を実施する地域において、当該事業の実施に関し、住民の合意形成がなされていること又は整備開始までにその見込みがあること。

(3) 補助対象事業の実施に際し、占用許可等が必要な場合は、必要な許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。

(4) 補助対象事業を実施する会計年度内に完了する事業であること。

(5) 防犯カメラの整備等を行う補助対象事業にあつては、「千代田区防犯カメラ設置に関する基本方針」（平成15年11月26日15千政企発第368号）に適合し、当該防犯カメラの設置、運用、映像等の管理及び利用について運用基準が定められていること又は運用開始までに定められる見込みがあること。

(6) 防犯設備整備事業及び見守り活動支援事業にあつては、東京都の補助金の交付決定があること。

2 見守り活動支援事業にあつては、前項各号の条件に加え、次の各号に掲げる条件を全て満たすもの

とする。

(1) 安全・安心まちづくり推進地区内で行われる事業であること。

(2) 地域団体に商店街が含まれる場合は、当該商店街の区域以外にも防犯設備を設置すること。

(補助対象経費等)

第5条 各補助対象事業の補助対象経費（使途、単価及び規模等が確認できるものであって、区長が必要かつ適当と認めたものに限る。）、補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する補助対象事業を実施する地域団体が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合又は当該条件を満たすための計画書を区長に提出し、補助対象事業完了後1年以内に当該条件を満たすことができると見込まれる場合の補助率及び補助限度額は、同表のとおりとする。

(1) 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成14年千代田区条例第53号）第23条に規定する協定を区と締結していること。

(2) 地域団体の区域内の道路等の公共の場所について、環境美化・浄化活動を5年以上継続して実施できること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 地域団体は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式・第1号の2様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 防犯設備整備事業及び見守り活動支援事業

ア 防犯設備を整備し、又は更新しようとする場所の詳細地図及び図面

イ 防犯設備の整備又は更新に係る見積書（事業の全部若しくは一部を他の事業者等に請け負わせる場合又は100万円を超える場合は2社以上）及びその内訳が分かる明細書

ウ 防犯設備の整備時に区の補助金の交付を受けたことが分かる書類の写し（更新に限る。）

エ 防犯カメラの設置にあつては、その運用基準

オ その他区長が必要と認める書類

(2) 維持管理事業

ア 防犯設備の維持管理に係る費用の支払を証明する書類の写し及びその内訳が分かる明細書

イ 防犯設備の移設（無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）により既設場所に設置し続けることが困難な場合における移設に限る。以下同じ。）にあっては、移設しようとする場所の詳細地図及び図面

ウ その他区長が必要と認める書類

2 安全・安心まちづくり推進地区外において見守り活動支援事業を行おうとする地域団体は、前項の申請とともに安全・安心まちづくり推進地区選定申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出し、当該地区の選定を受けなければならない。

（1） 団体の規約及び活動の概要・記録その他活動実績、活動計画等を明らかにする書類

（2） 事業を行う区域を明らかにする地図等の図画

（3） その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 区長は、前条の補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定又は不交付決定を行う。

2 区長は、前項の交付決定又は不交付決定を行ったときは、補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 区長は、補助金の不交付決定を行ったときは、第2項の通知に際して、不交付の理由を明記しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 地域団体は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた地域団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれるとき又は困難となったときは、速やかに補助対象事業遅延等報告書（第4号様式）を区長に提出し、区長の指示を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第11条 交付決定団体は、補助対象事業の内容を著しく変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業内容変更等承認申請書（第5号様式）に区長が必要と認める書類を添えて区長に提

出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請を承認しようとするときは、補助対象事業内容変更等承認書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、補助対象事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る契約書等の写し
- （2） 補助対象経費の支払を証明する書類の写し及びその内訳の分かる明細書
- （3） 防犯設備整備事業及び見守り活動支援事業にあつては、当該事業が完了したことを確認することができる図画等
- （4） 防犯設備の設置に際し、道路占用許可等が必要な場合は、当該占用許可等の写し
- （5） その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第14条 交付決定団体は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、地域団体が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号。以下「補助金等交付規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- （4） 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(5) 補助対象事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれるとき又は困難となったとき。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定団体に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 交付決定団体は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第18条 交付決定団体は、取得価格が50万円以上の取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第10号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により取得財産の処分を承認するときは、当該財産を処分することにより得られる収入又はその見込みのある収入の全部又は一部を区に納付するよう求めることができる。

(現況報告の請求及び調査)

第19条 区長は、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し補助対象事業の現況について報告を求め、又は調査することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第20条 区長は、第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金等交付規則第16条の規定に基づき、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第21条 補助金が2回以上に分けて交付される場合における前条の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

る。

(非常災害の場合の措置)

第22条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の交付決定団体の措置については、区長が指示するところによる。

(補則)

第23条 補助金の交付については、補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日17千区商発第81号)

この要綱は、平成17年6月1日から適用する。

附 則 (平成17年10月11日17千区商発第170号)

この要綱は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日21千区区商発第127号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月21日22千環安生発第70号)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26千環安生発第143号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日28千地安生発第233号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日31千地安生発第255号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日6千地安生発第62号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和6年度に限り、第7条の規定による補助金の交付申請があった場合における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中

「

防犯設備整備事業	整備	6分の5以内	600万円
	更新	3分の2以内	
見守り活動支援事業（単独）	整備	12分の11以内	600万円
	更新	6分の5以内	
見守り活動支援事業（連携）	整備	12分の11以内	750万円
	更新	6分の5以内	

」

とあるのは

「

防犯設備整備事業	整備及び更新	6分の5以内	600万円
見守り活動支援事業（単独）	整備及び更新	12分の11以内	600万円
見守り活動支援事業（連携）	整備及び更新	12分の11以内	750万円

」

と、別表第2中

「

防犯設備整備事業	整備及び更新	6分の5以内	750万円
見守り活動支援事業（単独）	整備	12分の11以内	
	更新	6分の5以内	

」

とあるのは

「

防犯設備整備事業	整備及び更新	6分の5以内	750万円
見守り活動支援事業（単独）		12分の11以内	

」

とする。

3 令和7年度及び令和8年度に限り、第7条の規定による補助金の交付申請があった場合における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中

「

防犯設備整備事業	整備	6分の5以内	600万円
	更新	3分の2以内	
見守り活動支援事業（単独）	整備	12分の11以内	600万円
	更新	6分の5以内	
見守り活動支援事業（連携）	整備	12分の11以内	750万円
	更新	6分の5以内	

」

とあるのは

防犯設備整備事業	整備及び更新	12分の11以内	600万円
見守り活動支援事業（単独）	整備及び更新	24分の23以内	600万円
見守り活動支援事業（連携）	整備及び更新	24分の23以内	750万円

と、別表第2中

防犯設備整備事業	整備及び更新	6分の5以内	750万円
見守り活動支援事業（単独）	整備	12分の11以内	
	更新	6分の5以内	

とあるのは

防犯設備整備事業	整備及び更新	12分の11以内	750万円
見守り活動支援事業（単独）		24分の23以内	

とする。

附 則（令和7年4月1日7千地安生発第93号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	区分	補助率	補助限度額	補助対象経費
防犯設備整備事業	整備	6分の5以内	600万円	1 画像録画機能を有する防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置及び防犯情報の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止又は防止に資すると認められる設備の購入、賃借（初年度分に限る。）並びに取付けに係る経費
	更新	3分の2以内		
見守り活動支援事業（単独）	整備	12分の11以内	600万円	2 前項の設備の更新に係る経費であって、次の条件を全て満たすもの （1） 防犯設備の整備及び更新の完了した日の属する会計年度終了後、次に掲げる年数を経過していること。ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると区長が認める場合はこの限りではない。 ア 防犯カメラ 7年 イ その他の防犯設備 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一に規定する耐用年数 （2） 整備後の防犯活動が継続的に行わ
	更新	6分の5以内		
見守り活動支援事業（連携）	整備	12分の11以内	750万円	

	更新	6 分 の 5 以内		れていること。 (3) モニター録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。 (4) 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。 (5) 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。
維持管理事業	維持管理	3 分 の 2 以内	50万円	防犯設備に係る電気料、通信維持管理費、保険料、機器設置場所賃借料その他防犯設備の維持管理に要する経費
	移設	6 分 の 5 以内	50万円	防犯設備の移設（無電柱化により既設場所に設置し続けることが困難な場合に限る。）に要する経費

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	区分	補助率	補助限度額
防犯設備整備事業	整備及び更新	6 分 の 5 以内	750万円
見守り活動支援事業 (単独)	整備	12 分 の 11 以内	
	更新	6 分 の 5 以内	

様式（略）